

【45 解説文】 桑接木売買約定書 (明治二十二年：一八八九) (A)

桑接木約定書

- | | | |
|---------|-----|--------|
| 一 世界大葉 | 五本 | 此代金三錢也 |
| 一 魚目桑丸葉 | 五拾本 | 同金五拾錢 |
| 一 黄金桑 | 五本 | 同金三錢 |
| 一 第壹号国富 | 七本 | 同金五拾壹錢 |
| 一 一名世界壹 | | |

一 九文龍 五本 同金三錢

一 靄田 拾本 同金拾錢

一 八日市 四百本根付 但、丈三尺以上 此代金壹円六拾錢

此代金^⑩金貳円八拾錢也

内金五拾錢也 手附金受取

右桑之内、八日市ヲ除ク外者皆接渡シの約定ニテ、
(右桑の内、八日市を除く外は皆接(つ)ぎ渡しの約定にて、)

接候節、代価半金御渡被^レ下、残り半金之儀者、ツキ
(接ぎ候節、代価半金御渡し下され、残り半金の儀は、つぎ)

次第御渡被^レ下度候、且枯候分者代価御引去り被^レ下候約
(次第御渡し下され度候、且(か)つ枯れ候分は代価御引き去り下され候約)

定、但接穂者手前より持参之事、並二八日市之儀者、高
(定、但(ただ)し接ぎ穂は手前より持参の事、並びに八日市の儀は、高)

崎より相送り申候、駄賃者貴殿方ニテ御支弁之事、
(崎より相送り申し候、駄賃は貴殿方にて御支弁の事)

然者約定之件々違変無^レ之為メ、証書差入候也
(然(しか)らば約定の件々違変これ無き為(た)め、証書差し入れ候也)

但、接期者三月中之事
(但し、接ぎ期は三月中の事)

明治廿二年二月四日 西群馬郡高崎駅
柳川町五十一番地 塚越 房吉^⑩

同 四十一番地 奥原佐十郎

伊能信一郎 殿